

ネイルサロンの衛生措置に関する実態調査要綱

1 調査の目的

平成 20 年 10 月に国民生活センターより、つけ爪による健康被害が取りまとめられたところであり、つけ爪を含めたいわゆるネイルに関する施術は美容師法などの対象とならないことから衛生措置が義務付けられていないため、適切な衛生措置が講じられていないおそれがある。

そのため、いわゆるネイルに係る施術及び施設・設備において適切な衛生措置が講じられなかったことによる健康被害を未然に防止し適切な衛生水準を確保するためのガイドラインの作成について検討することとし、その検討に当たり参考とするための実態調査を行うこととする。

2 調査の対象、客体及び選定方法

(1) 対象地域及び対象者

札幌市、仙台市、千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市、千代田区、豊島区、港区、新宿区、渋谷区、中央区、文京区（11市7区）で営業するいわゆるネイルサロン（美容所を除く。）を対象とする。

(2) 客体

市区ごとに 10 施設程度を客体とし、全体で 180 施設程度とする。

(3) 対象施設の選定

自治体において、電話帳及びインターネット等により対象施設を選定し、施設形態（独立した店舗、百貨店等のフロア、マンション等）に配慮した上で決定する。

3 調査項目

別紙調査票参照。

4 調査日程

5月25日（月）～6月5日（金）

※上記日程での調査が困難な場合は個別に相談のこと。

5 調査の方法

各自治体の環境衛生監視員が調査対象施設を訪問し、調査の必要性等を説明の上、面接による聞き取りにて調査票を作成する。

調査に当たっては、美容師法等に基づく権限等がないことから、被調査者に対し、国民生活センターがとりまとめた健康被害の状況等調査の必要性を十分に説明した上で協力を得て行うものとする。

6 調査の集計

調査票の集計は厚生労働省健康局生活衛生課が行う。

7 関係機関との連携

調査の実施及び分析等に関し、地方自治体、国民生活センター、全国理容生活衛生同業組合連合会、全日本美容業生活衛生同業組合連合会、日本ネイリスト協会、インターナショナルネイルアソシエーション等の関係機関と連携を図る。

調査に当たっては、日本ネイリスト協会及びインターナショナルネイルアソシエーションから、各会員に対し協力依頼を行うものとする。

8 その他

調査の結果に基づき、厚生労働省において「いわゆるネイルサロン衛生基準に関するガイドライン」の作成することにより、いわゆるネイルサロンの利用者等からの健康被害による相談等の際、当該ガイドラインに基づき、いわゆるネイルサロンに対し保健所において地域住民の健康の保持を図るための適切な指導を行う。